

■教育研究上の目的

「大学院設置基準第1条の2」、「大学設置基準第2条の2」、および「短期大学設置基準第2条の2」に基づく、教育研究上の目的の公表等に関する規程

(設置基準の規定と本規程の趣旨)

第1条 標記の各設置基準により、「大学院は研究科又は専攻ごとに、大学は学部、学科又は課程ごとに、短期大学は学科又は専攻課程ごとに、それぞれの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」と規定されているので、その目的について以下に定める。

(大学院の各専攻の目的)

第2条 女子栄養大学大学院の各専攻、及び各課程の目的は、次の通りとする。

1 栄養学専攻

①修士課程

学部における一般的ならびに専門的教養の基礎の上に、更に広い視野に立って学識を教授研究し、基礎栄養科学、実践栄養科学、生体科学、食文化科学、食物科学、及び教職の各領域における理論と応用の研究能力を養うことにより、これらの専門分野の研究者養成、及び高度人材養成を行い、もって食生活の改善や生活習慣病の一次予防を通じて、人々の健康の維持増進により一層貢献することを目的とする。

②博士後期課程

修士課程における専門的教養の上に、栄養学（固有）、生体科学、及び食物科学の各領域における研究活動を行うために必要な高度の研究能力及び豊かな学識を養い、その深奥を極めることにより、これらの専門分野の研究者の養成を行い、もって食生活の改善や生活習慣病の一次予防を通じて、人々の健康の維持増進により一層貢献することを目的とする。

2 保健学専攻

①修士課程

学部における一般的ならびに専門的教養の基礎の上に、更に広い視野に立って学識を教授研究し、健康科学、臨床病態生化学、及び実践学校保健学の各領域における理論と応用の研究能力を養うことにより、これらの専門分野の研究者養成、及び高度人材養成を行い、もって我が国における保健・医療の人材の資質向上を図ることによって、ヘルス・プロモーションの推進に貢献することを目的とする。

②博士後期課程

修士課程における専門的教養の上に、健康科学、臨床病態生化学、及び実践学校保健学の各領域における研究活動を行うために必要な高度の研究能力及び豊かな学識を養い、その深奥を極めることにより、これらの専門分野の研究者の養成を行い、もって我が国における保健・医療の人材の資質向上を図ることによって、ヘルス・プロモーションの推進に貢献することを目的とする。

(大学の各学部、各学科、及び各専攻の目的)

第3条 女子栄養大学の各学部、各学科、及び各専攻の目的は、次の通りとする。

1 栄養学部

幅広い教養教育を基礎に、「食」、「人々の心身の健康」、「健康を維持増進する」、及び「食文化」の各領域に関する幅広い知識と技術を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによつて、食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持・増進することに貢献できる有能な専門家を養

成し、もって我が国の文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。

①実践栄養学科

「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち」、及び「食べ物と健康」などに関する幅広い専門知識を多角的に教授研究するとともに、「料理、食事」として表現できる技能を養い、傷病者の疾病の改善ならびに個人の健康の保持・増進を目的とした栄養学を、臨床の場あるいは食生活の中で実践できる人材としての管理栄養士、及び小・中学校の児童生徒の食育に携わる専門職としての栄養教諭を養成することを目的とする。

②保健栄養学科 栄養科学専攻

「栄養学」を礎として、「臨床検査学」、「家庭科教育」、「運動の科学」、あるいは「安全で豊かな食の科学」に関する専門的な知識と技能を教授研究し、それらを連携して応用できる実践力をそなえ、健康で幸福な人間・社会をめざして高い倫理観と市民性をもって行動する人間を育てる。これにより、現代社会の様々な場面やライフステージで「食による健康の維持・改善」を図ることができる「栄養士資格を有する専門家」を養成し社会的に寄与することを目的とする。

③保健栄養学科 保健養護専攻

「医学的基礎」、「健康科学」、及び「栄養科学」を基盤に養護学、看護学、保健学、及び教育学の領域の知識と技術を教授研究し、主として学校における食育、ヘルス・プロモーション、健康教育の担い手となり、児童生徒の抱える幅広い心身の諸問題に実践的に対応できる能力を持った養護教諭、保健科教諭、看護科教諭を養成することを目的とする。

④食文化栄養学科

「食と文化分野」、「食と生活・環境分野」、「栄養・健康分野」、「食品・衛生分野」の各領域に関する幅広い知見を体系的に教授研究するとともに、これらを基盤に「調理・料理表現分野」、「フードビジネス・経営分野」、及び「食情報表現分野」の専門知識と技術を修得し、これをもって、フードビジネスや食情報関連分野で、健全で豊かな食事と食文化育成に寄与できる専門家を養成することを目的とする。

2 栄養学部二部保健栄養学科

主に社会人を対象にして、「基礎教養」、「栄養学」、「食品と調理」、「衛生学」、及び「保健学」に関する幅広い知識と技術を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって、人々の健康を維持増進することに貢献できる人材を養成し、もって我が国の文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とし、合わせて家庭科教諭の養成を行う。

(短期大学部の学科の目的)

第4条 女子栄養大学短期大学部の学科の目的は、次の通りとする。

1 食物栄養学科

「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」などに関する基礎的な知識を教授研究し、食を通して疾病を予防し、人々の健康を維持増進することに貢献できる専門家としての栄養士を養成し、併せて栄養教諭の養成を行い、もって食育を担う社会人を育成することを目的とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、関係教授会の議を経て行う。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。